

# 緑化地域制度導入の手引き

平成 30 年 4 月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

## 目次

1. 緑化地域制度について.....	1
2. 制度導入による効果.....	15
3. 緑化地域制度導入に係る制度設計.....	16
4. 導入スケジュールの設定.....	37
5. 周知方法の検討.....	38
6. (参考) 緑化に対する助成制度.....	39

## 1. 緑化地域制度について

### (1) 制度の意義や目的

市街化が進展し、稠密な土地利用が行われている中心市街地等においては、都市公園の整備や街路の緑化等の公的空間における緑の確保には限界があり、このような地域において必要な緑を確保するためには、これら公的空間における緑の確保と併せて、市街地の大半を占める建築物の敷地の緑化を積極的に推進することが必要であると考えられます。

緑化地域制度は、こうした観点から、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している市街地などにおいて緑化地域を定め、建築物敷地の緑化を義務づけることにより、地域の緑化を推進しようというもので、平成16年の都市緑地法の改正により創設されました。（都市緑地法34条1項、2項、同法運用指針9（1））

現在、緑化地域制度を導入している自治体および施行日は以下の通りです。

（平成30年4月1日現在）

名古屋市	平成20年10月31日
横浜市	平成21年 4月 3日
世田谷区	平成22年10月 1日
豊田市	平成24年10月 1日

### 平成29年都市緑地法改正による緑化地域制度の改正について

都市における緑化が未だ十分ではない中、商業地域等の敷地内空地が少ない地域における緑化推進が課題です。従来の緑化地域制度においては、敷地内空地の緑化を主としていたため、建ぺい率が高い地区等では、緑化率の最低限度が低率で設定されておりましたが、近年、緑化技術の進展により壁面緑化や屋上緑化の取組が普及してきたことを踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度の基準が見直されました。

【主な改正点】（平成30年4月1日施行）

#### ①緑化率の最低限度の基準の見直し：

商業地域等の建ぺい率の高い地域における都市緑化の推進のため、屋上緑化等の普及を踏まえ、建ぺい率にかかわらず25%まで設定可能となりました。

#### ②壁面緑化に関する緑化率の算定方法の変更：

壁の正面から見た際の面積（鉛直投影面積）を算定します。

草花その他これらに類する植物又は芝その他地被植物等に加えて、これらの植物が生育するために必要な資材（補助資材、植栽基盤等）も緑化施設の面積として算定します。

## (2) 対象地域

対象となるのは、次の各条件を満たす地域です。（都市緑地法34 条1 項）

- ・用途地域が指定されている区域内で、
- ・良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある地域で、
- ・「緑化地域」（都市計画法における地域地区）として市町村が計画決定した地域。

## (3) 規制の対象

緑化地域制度の対象となり緑化率が規制されるのは、次の条件に該当する場合です。（都市緑地法35 条1 項、同法施行令 9 条、10 条）

①敷地面積が、原則として1,000㎡以上の建築物の新築または増築の場合です。

②ただし、増築の場合は、床面積が従前に比べて2割以上増加する場合に限りです。

### (ア) 敷地面積条件の引き下げについて

敷地面積については、個々の地域において建築物敷地に必要な緑化の程度や敷地の規模等の状況が異なることから、各自治体が条例を定めて、対象となる敷地面積の下限を1,000 ㎡未満～300 ㎡以上に引き下げることが可能です。（都市緑地法施行令 9 条、同法運用指針 9（4）①）

## (4) 緑化率規制の内容

### (ア) 緑化率規制値

#### 【義務づけられる緑化率】

義務づけられる緑化率は、次の通りです。（都市緑地法34 条3 項、35 条2 項、同法施行令 11 条）

①原則として、都市計画に定める緑化率の最低限度以上です。

②都市計画に定める緑化率の最低限度は、「敷地面積の25%」が上限とされています。

#### 1) 規制値の意味合い

建築物の緑化率の最低限度の上限は、従来「敷地面積の25%」又は「1－（建ぺい率＋10%）」のうち小さい数値であって、緑化地域に関する都市計画で定められるものとされていましたが、近年の緑化技術の進展を踏まえ、ヒートアイランド現象の更なる緩和等を図る観点から、敷地内空地が少ない商業地域等での緑化を一層推進するため、平成29年都市緑地法改正により、建築物の緑化率の最低限度の上限を一律「敷地面積の25%」に改めるとともに、建築物の外壁に整備された緑化施設の算定の方法の見直しを行いました。（都市緑地法運用指針 9（1））

#### 2) 緑化率引き上げ等自治体独自の対応

各自治体が別途条例を定め、緑化地域が指定されている地区において、都市計画に定められる最低限度以上の緑化をする努力を促したり、届出勧告による要請規定を設けることは差し支えな

いとされています。（都市緑地法運用指針9（4）①）

#### （イ）建築確認との関係

この緑化率規制は建築基準関係規定とみなされます。したがって、建築確認の要件となります。（都市緑地法41条）

#### （5）緑化地域制度の例外と適用除外

##### （ア）市町村長の許可による緑化率規制の適用除外について

###### 1) 道路事業により整備される建築物等

道路事業により整備される建築物または道路内に占用される建築物であって、その用途または敷地の状況によってやむを得ないもの（例えば、自由通路や道路の地下に設けられる駐車場など）については、都市緑地法第35条第2項第2号または第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましいとされています。（都市緑地法運用指針9（5）①ア）

###### 2) 工場

工場は、一般にパイプラックや煙突等の施設を、敷地内の空地に設ける必要があります。そのため、工場が緑化地域において定められた緑化率を達成できない場合でも、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、市町村長はその工場を都市緑地法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましいとされています。（都市緑地法運用指針9（5）①イ）

###### 3) 特定工場

次の特定工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、都市緑地法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして許可することが望ましいとされています。

すなわち、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、および工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、その届出内容が同法第4条第1項に基づく準則もしくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場です。（都市緑地法運用指針9（5）①イ）

###### 4) 適用除外となる建築物への許可条件付加

都市緑地法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物およびその敷地の状況を勘察し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましいとされています。（都市緑地法運用指針9（5）①ウ）

## (イ) その他の緑化率規制の適用除外

### 1) 工事に着手されていた建築物

市町村が緑化地域に関する都市計画を決定した旨の告示を行った時点において、その地域内で既に工事に着手されていた建築物の新築または増築は、緑化率規制の適用から除外されます。

(都市緑地法35 条 1 項)

告示の時点で建築の計画中であった建築物や、建築主事または指定確認検査機関による建築基準法第 6 条または第 6 条の 2 の確認済証の交付は受けていたが実際に着工していなかった建築物の新築または増築は含みません。(都市緑地法運用指針 9 (5) ②ア)

### 2) 建築基準法上建ぺい率制限等の適用が除外されている建築物

建ぺい率制限等により生ずる空地の範囲内において緑化を義務づけるという緑化率規制の趣旨に基づき、そもそも建築基準法上建ぺい率制限等の適用が除外されている建築物は、緑化率規制の適用から除外されます。

建ぺい率制限等の適用が除外されているのは、建築基準法第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物、建築基準法第 85 条第 1 項または第 2 項に規定する応急仮設建築物等法第 42 条各号に規定する建築物です。(都市緑地法運用指針 9 (5) ②イ)

## (6) 緑化施設の面積の算出方法

### (ア) 算出上の留意点

敷地の緑化率算定の基礎となる緑化施設の面積算出上の留意点は、以下の通りです。

#### 1) 緑化施設に応じた面積計算

緑化施設区分に応じたそれぞれの面積計算方法に従って計算します。それらの面積の合計が、その敷地の緑化率算定の基礎となる面積です。（都市緑地法施行規則9条）

#### 2) 緑化施設区分

緑化施設区分は、以下の通りです。（都市緑地法施行規則9条、同法運用指針9（3））

- ① 樹木
- ② シバ、その他の地被植物
- ③ 花壇、その他これに類するもの
- ④ 壁面緑化
- ⑤ 水流、池、その他これらに類するもの
- ⑥ 上記区分に附属して設けられる園路、土留、その他の施設

#### 3) 各緑化施設区分の面積計算方法

各緑化施設区分の面積計算方法については、次項「(イ) 各緑化施設区分の面積計算方法」を参照して下さい。

#### 4) 既存緑化施設を含む

新たに整備するものばかりでなく、敷地で保全される既存の緑化施設の面積も計算の対象とすることができます。（都市緑地法34条2項、同法運用指針9（3））

#### 5) 工場立地法の義務づけ緑地面積を含む

緑化地域制度の場合は、工場立地法により最低限整備することが義務づけられている緑地の面積（通常は敷地の20%）を含むことができます。（都市緑地法運用指針9（5）①イ）

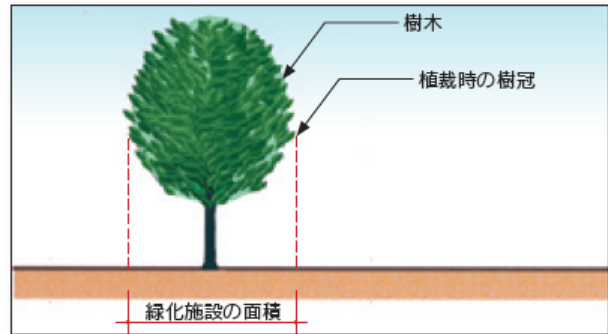
### (イ) 各緑化施設区分の面積計算方法

緑化施設区分ごとの面積計算方法は、以下の通りです。（都市緑地法施行規則9条）

#### 1) 樹木

樹木については、次に示す3通りの算出方法のうち、いずれかの方法にしたがって算出します。もっとも計算しやすい方法を選択してかまいません。

- ①樹冠の水平投影面積の合計
- ②樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計
- ③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計



①樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計したもの。

ただし、樹冠が重なる場合は、重複して計上することはできません。

なお、樹冠投影面積は、緑化施設整備計画の場合と異なり、樹木の成長時を計画・予定した面積ではなく、植栽時の実際の水平投影面積とします。

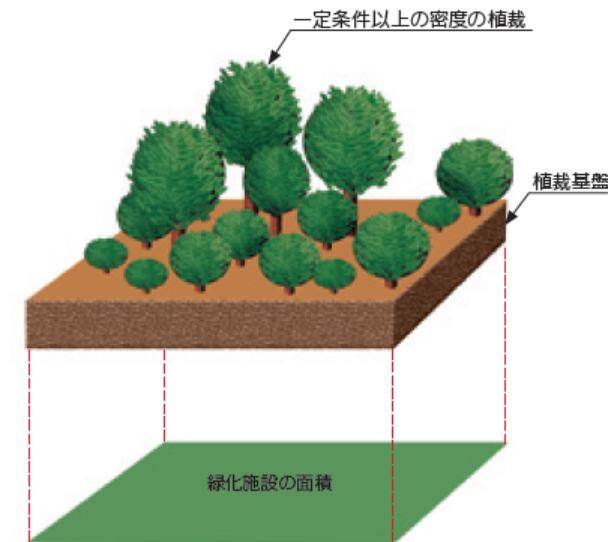
植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
1m 以上 2.5m 未満	1.1m
2.5m 以上 4m 未満	1.6m
4m 以上	2.1m

注：この算出方法は、樹木の樹高が1m 以上のものに限ります。

②樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

樹木は、樹高に応じて、右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなします。この「みなし樹冠」を水平投影した面積の合計を樹木の緑化施設の面積とします。

ただし、「みなし樹冠」が重なる場合は、重複して計上することはできません。



③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

右記に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤（土壌その他の資材）の水平投影面積を、緑化施設の面積とすることができます。

**【満たすべき植栽密度】**

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

A：当該部分の水平投影面積 (m<sup>2</sup>)  
T1：高さ 4m 以上の樹木の本数  
T2：高さ 2.5m 以上 4m 未満の樹木の本数  
T3：高さ 1m 以上 2.5m 未満の樹木の本数  
T4：高さ 1m 未満の樹木の本数  
(樹木の高さは植栽時のものとする)



【③計算例】

例 1) 100㎡の植栽基盤に、樹高 4m の樹木が 4 本、  
2m の樹木が 10 本ある場合

満たすべき植栽密度

$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$  に対し

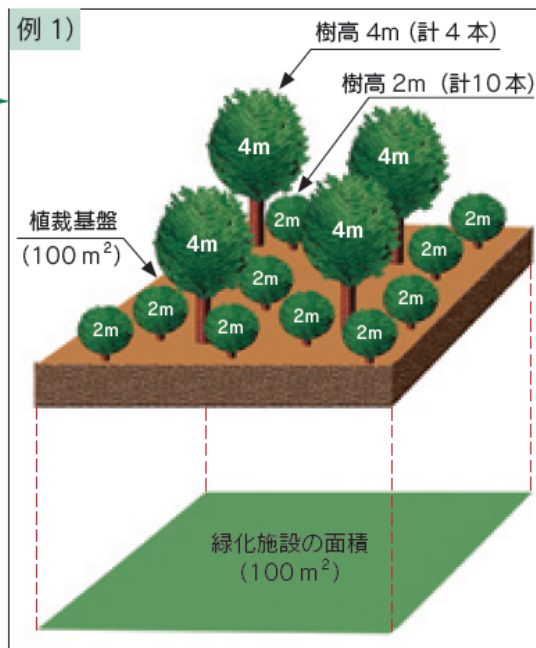
左辺： $A = 100$

右辺： $18 \times T1 + 4 \times T3$

$$= 18 \times 4 + 4 \times 10 = 112$$

すなわち、左辺 < 右辺となって上記の数式を満たします。

植栽基盤面積 100㎡を緑化施設の面積とすることができます。



例 2) 100㎡の植栽基盤に  
樹高 3m の樹木が 7 本、1.5m の樹木が 5 本、  
0.9m の樹木が 10 本ある場合

満たすべき植栽密度

$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$  に対し

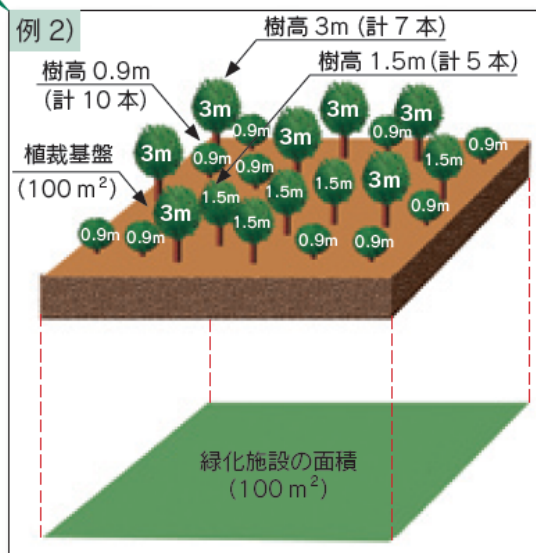
左辺： $A = 100$

右辺： $10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$

$$= 10 \times 7 + 4 \times 5 + 10 = 100$$

すなわち、左辺 = 右辺となって上記の数式を満たします。

植栽基盤面積 100㎡を緑化施設の面積とすることができます。



例 3) 100㎡の植栽基盤に  
樹高 2m の樹木が 20 本ある場合

満たすべき植栽密度

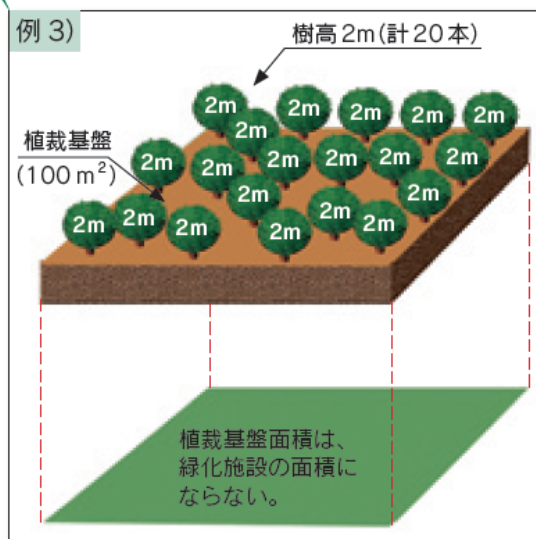
$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$  に対し

左辺： $A = 100$

右辺： $4 \times T3 = 80$

すなわち、左辺 > 右辺となって上記の数式を満たしません。

植栽基盤面積 100㎡をそのまま緑化施設の面積とすることができません。



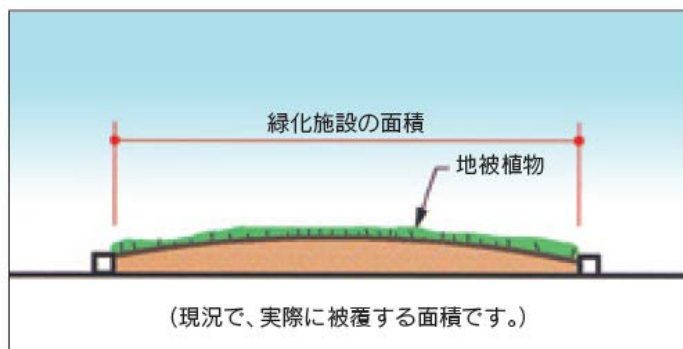
この場合は、以下のいずれかの方法で、算出してください。

- ・上記の数式が満たされる植栽基盤範囲のみを計算する。
- ・上記の数式が満たされるように樹木の本数や樹高を増加させる。
- ・前述の①と②の方法のどちらかで算出する。

## 2) シバ、その他の地被植物

シバやその他の地被植物の緑化施設の面積は、これらで表面が被われている部分の水平投影面積とします。

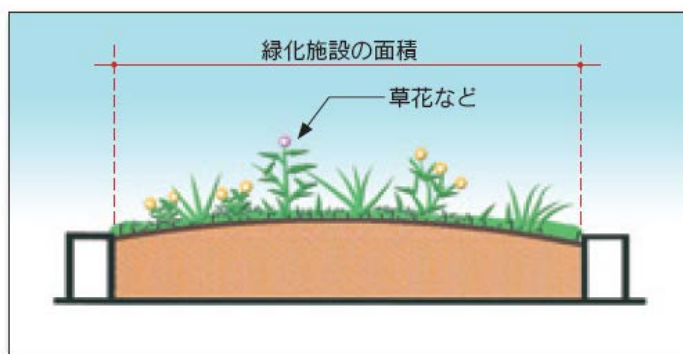
ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。



## 3) 花壇、その他これに類するもの

緑化施設の面積は、草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とします。

ただし、他の緑化施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

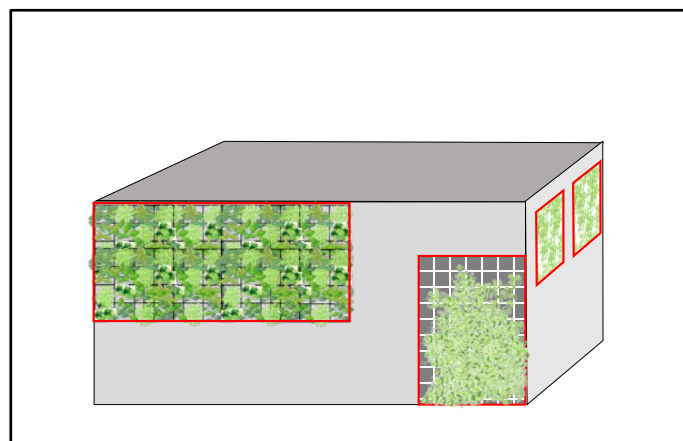


## 4) 壁面緑化について

壁面緑化は、草花その他これらに類する植物又は芝その他地被植物等に加えて、これらの植物が生育するために必要な資材（補助資材、植栽基盤等）も緑化施設の面積として算定します。（平成29年法改正で変更）

なお緑化施設の面積の算定にあたっての留意点は以下のとおりです。

ア 植物が生育するために必要な資材が外壁部分に設置される場合は、その資材又は植物で覆われている部分の鉛直投影面積（水平面に対して垂直な面に投影した面積）を緑化施設の面積として算定します。なお、補助資材の面積の算定に当たっては、明らかに植物の生育が見込まれない部分まで緑化施設の面積として算定することは適当ではありません。



壁面緑化面積＝壁の正面から見た際の赤枠で囲われた部分の面積（壁面に対する鉛直投影面積）

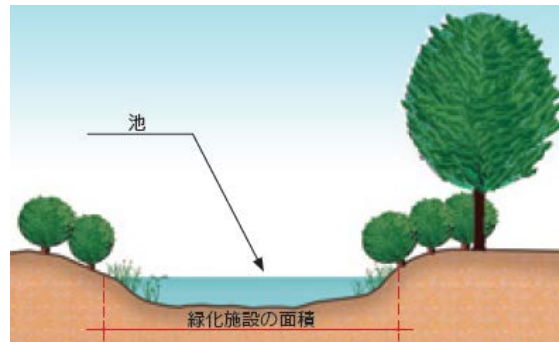
イ 植物が生育するために必要な資材が外壁部分に設置されない場合は、植物で表面が覆われている部分の鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定します。

### (ウ) 植栽以外の緑化施設の面積計算方法

#### 1) 水流、池、その他これらに類するもの

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについては、その水平投影面積を緑化施設の面積とします。

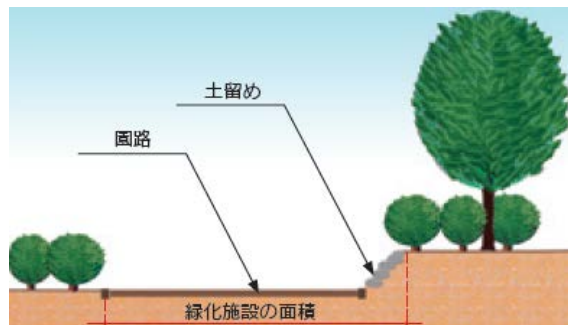
ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。



#### 2) 緑化施設として設けられる園路、土留その他の施設

その施設の水平投影面積を緑化施設の面積とします。ただし、「樹木」、「芝、その他の地被植物」、「花壇、その他これに類するもの」、「水流、池、その他これらに類するもの」を合計した面積の4分の1を超えない範囲とします。

ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。



### 3) 緑化施設の組み合わせ 面積計算例

面積計算例として、複数の緑化施設が組み合わせられた場合を示します。

#### ①外周植栽地

(6.2 1) ③) より、

右辺A = 植栽基盤面積600m<sup>2</sup>

左辺 = 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4

$$= 18 \times 15 + 10 \times 20 + 4 \times 25 + 50$$

$$= 620$$

左辺 < 右辺であるから、

植栽基盤面積600 m<sup>2</sup> → 緑化施設面積600 m<sup>2</sup>

#### ②芝生広場

(6.2 2) より、

芝生面積 250 m<sup>2</sup> → 緑化施設面積 250 m<sup>2</sup> 芝生面積

250 m<sup>2</sup> → 緑化施設面積 250 m<sup>2</sup>

#### ③舗装広場内樹木

(6.2 1) ②) より、

樹冠面積 →  $1.6 \times 1.6 \times 3.14 \div 4 \approx 8 \text{ m}^2$

本数5 本 →  $8 \times 5 = 40 \text{ m}^2$

→ 緑化施設面積40 m<sup>2</sup>

#### ④花壇

(6.2 3) ) より、

$2.5 \times 4 = 10 \text{ m}^2$  → 緑化施設面積10 m<sup>2</sup>

#### ⑤附属する園路等の参入可能な面積

①～④の合計 =  $600 + 250 + 40 + 10 = 900 \text{ m}^2$

園路等の面積は、900 m<sup>2</sup> の1/4 まで緑化施設面積とすることができる。

$900 \times 1/4 = 225 \text{ m}^2$

#### ⑥園路、舗装広場等

園路・ベンチ等 → 150 m<sup>2</sup>

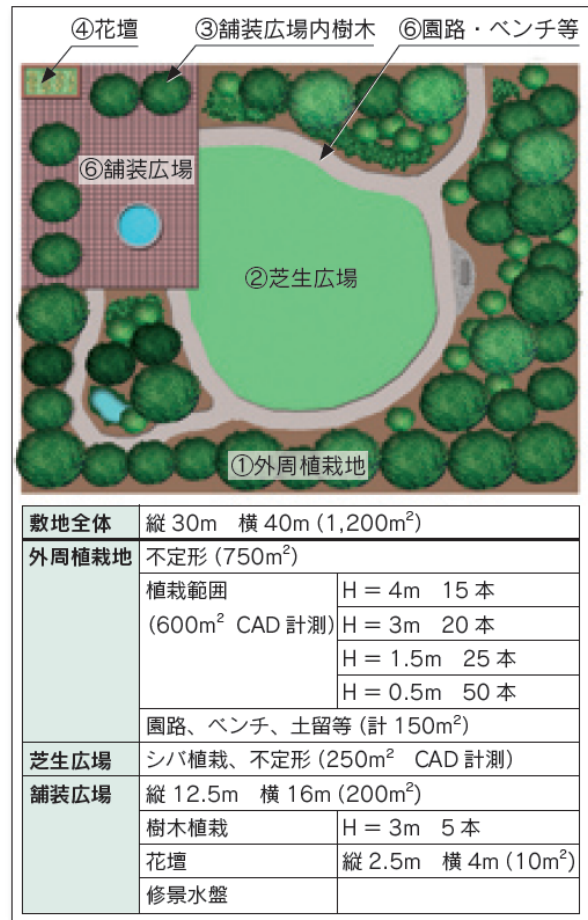
舗装広場 →  $(12.5 \times 16) - (40 + 10) = 150 \text{ m}^2$

合計 →  $150 + 150 = 300 \text{ m}^2$

300 m<sup>2</sup> のうち、225 m<sup>2</sup> まで緑化施設面積に算入可能。

#### ⑦合計緑化施設面積

$900 + 225 = 1,125 \text{ m}^2$



## (7) 緑化施設の管理に関する条例について

### (ア) 趣旨

緑化施設は、それが適切な状態に保たれて、積極的に利用されたり、地域の環境向上に役立つなど、設置された効果が十分に発揮できるようになければなりません。そのため、市町村は条例を定めて、その緑化施設の管理方法の基準を定めることができます。（都市緑地法44条）

### (イ) 条例に定める事項

#### 1) 基本的な考え方

条例に定める事項としては、緑化施設の効果を十分に発揮するために必要な事項や、安全管理等の観点から配慮が必要な事項を、管理方法の基準として定めることが望まれています。

#### 2) 管理基準の例

管理基準として条例に定める事項の例を、都市緑地法運用指針より、下記に示します。

(都市緑地法運用指針 9 (6) ②)

- |  |
|--|
| <p>①設置後も緑化施設が維持されることを確保する観点から</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・緑化施設は、枯損状態で長期間放置してはならない。</li></ul> <p>②緑化施設および周辺の安全を確保する観点から</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・緑化施設の設置にあたっては、土壌の飛散や樹木の風倒、枯枝の落下等の防止に、十分配慮しなければならない。</li><li>・緑化施設の構造や建築物等の耐荷重構造に十分に配慮し、植物の生育を管理しなければならない。</li></ul> <p>③地域環境保全の観点から</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施肥や農薬の使用にあたっては、関係法令を遵守するとともに、排水の水質確保に配慮しなければならない。</li><li>・灌水にあたっては、雨水や空調の冷却水、中水の活用等により、水資源の有効利用に努めなければならない。</li><li>・地域の生態系に重大な影響を与えるおそれのある植物等をやむをえず用いる場合には、種子の飛散防止等の生態系への影響を防止するために、必要な措置を講じなければならない。</li></ul> <p>④地域独自の目的や視点を踏まえ、より高い緑化の効果を挙げる観点から</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・街路沿いの敷地については、適切な整枝剪定を行うなど、緑陰のある快適な歩行者空間の形成に努めなければならない。</li><li>・生物の生息生育空間の確保等を図るため、樹木の剪定や下草刈り、施肥、農薬の使用等に関して、野生生物に対する配慮を講じなければならない。</li><li>・敷地内に既存の良好な樹林地等がある場合には、適切な下草刈りや剪定を行うことにより、良好な状態の維持に努めなければならない。</li><li>・地域のアメニティ向上等に資するため、一定の条件に該当する緑化施設は、原則として住民に公開するよう努めなければならない。</li></ul> |
|--|

## **(8) 緑化に関する違反建築物に対する措置**

### **(ア) 違反建築物への対応**

緑化率に関する規定に違反した建築物に対して、市町村長は違反是正のための措置を取ることができます。(都市緑地法37条1項)

### **(イ) 是正措置の内容**

市町村長はその違反の内容を踏まえて、是正するために必要な期限を定め、緑化施設の設置や植栽の補植など、許可条件を満たすための措置をとるように命ずることが望ましいとされています。また、建築物の新築等をするものに対して緑化率基準への適合や緑化施設管理についての報告をさせること、および現場への立ち入りや書類等の検査ができます。

(都市緑地法37条1項、38条、同法施行令12条、同法運用指針9(5)③)

### **(ウ) 国や地方公共団体の建築物の場合**

違反した建築物が国や地方公共団体のものである場合は、市町村長はその建築物を管理する機関の長に通知して、適切な対応を要請します。(都市緑地法37条2項)

## **(9) 建築物の緑化率の最低限度への適合を証する証明書の交付**

### **(ア) 適合証明通知書とその目的**

#### 1) 適合証明通知書

緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度に基づく建築物の緑化率の最低限度の規定に対して、その建築物が適合していることを証する書面を、適合証明通知書と言います。(都市緑地法運用指針9(5)④)

#### 2) 目的

適合証明通知書の交付は、「建築確認」(建築基準法第6条または第6条の2)に際して、その建築物が緑化率規制に適合していることを、その緑化率規制を課している市町村長が証明することで、円滑な建築確認の実施を図ることを目的とするものです。(都市緑地法運用指針9(5)④)

#### 3) 建築確認申請および完了検査との関係

適合証明通知書は建築確認申請の添付図書となります。「完了検査」(建築基準法第7条または第7条の2)に際しては、建築主事等により、適合証明通知書に基づいた検査がなされます。(都市緑地法運用指針9(5)④)

### **(イ) 適合証明通知書の申請**

#### 1) 申請

建築確認を受けようとする者が、当該市町村長に適合証明通知書の交付を申請します。(都市緑地法施行規則25条)

## 2) 申請のしなおし

緑化施設に係る計画を変更し、適合証明通知書と異なる計画となった場合は、再度適合証明通知書の申請および建築確認申請が必要となります。（都市緑地法運用指針9（5）④）

## 3) 申請書の様式等

市町村長は、適合証明通知書の申請書についての様式および添付図書を定めること等により、円滑な運用を図ることが望ましいとされています。（都市緑地法運用指針9（5）④）

【申請書様式例】（都市緑地法運用指針別添様式例より）

主な内容：

- ①申請者の住所、氏名、連絡先
- ②建築物の名称、住所、敷地面積、新築増築の別
- ③緑化施設の概要、規模、種別、配置、面積、敷地面積に対する割合
- ④着工予定日

【添付図書例】

- ⑤付近見取図
- ⑥配置図〔平面図／壁面緑化を行う場合は、建築物の該当する部分の立・断面図／緑化施設の面積の算出根拠を示す書面（求積図、面積算出表等）など〕

## （ウ）適合証明通知書の様式等設定について

### 1) 適合証明通知書添付書類

適合証明通知書には、適合証明通知書の申請書及び添付図書（緑化施設の面積の算出根拠を示す書面を除く）の写しを付すことが望ましいとされています。（都市緑地法運用指針9（5）

④）

### 2) 関係者との協議等

適合証明通知書の様式および添付図書等を定めるにあたっては、書類に過不足が生じて建築確認・検査の実施に支障をきたすことがないようにするため、その地域を所管する特定行政庁に対して、あらかじめ十分な時間的余裕を持って協議します。

そして、それらが定められた時は、その特定行政庁に対してその旨について通知することが望ましいとされています。（都市緑地法運用指針9（5）④）

## （10）緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定

### （ア）認定について

やむを得ない理由により、建築物の工事完了の日までに緑化施設の工事が完了することができないが、緑化施設に関する工事を除いて建築基準関係規定に適合していると認められる場合には、市町村長の認定があれば、建築基準法の検査済証（同法第7条第5項または第7条の2第5項）の交付を受けることができます。（都市緑地法43条1項、2項）

ここで、やむを得ない理由とは、たとえば寒冷地において厳冬期に建築工事が竣工するが、低温や積雪などにより緑化工事が完了できない場合です。（都市緑地法運用指針9（5）⑤）

### （イ）認定後の緑化施設工事

市町村長が認定を行った場合、緑化施設に関する工事が完了できない事情や原因が解消し次第、速やかに緑化施設に関する工事を完了させなければなりません。そして、工事が完了した際に市町村長に通知し、その検査をうけることとすることが望ましいとされています。

（都市緑地法43条3項、同法運用指針9（5）⑤）

### （ウ）認定の申請

認定を申請する場合は、以下の書類を市町村に提出します。（都市緑地法施行規則10条）

①申請書（都市緑地法施行規則別記様式第二）

②添付図書

- ・付近見取図
- ・配置図

なお、配置図には以下の書面を添付させることが望ましいとされています。

平面図／壁面緑化を行う場合は、建築物の該当する部分の立・断面図／緑化施設の面積の算出根拠を示す書面（求積図、面積算出表等）

- ・確認済証の写し（建築基準法第6条第1項、または第6条の2第1項）

### （エ）認定書の様式

1) 適合証明通知書添付書類

市町村長は認定を行った場合に、認定書を交付します。認定書は、完了検査の申請における添付図書であり、その認定書をもとに建築主事等が検査を行います。そのため、認定書には申請書とその添付図書（緑化施設の面積の算出根拠を示す書面を除く）の写しが付されていることが望ましいとされています。（都市緑地法運用指針9（5）⑤）

2) 関係者との協議等

認定書の様式等を定める場合は、その地域を所管する特定行政庁に対し、あらかじめ十分な時間的余裕を持って協議します。

そして様式等が定められた時は、建築完了検査の実施に支障をきたすことがないようにするため、その特定行政庁に対してその旨の通知をすることが望ましいとされています。

（都市緑地法運用指針9（5）⑤）



## 2. 制度導入による効果

### (1) 緑化の義務化による強力な緑化推進

緑化地域における緑化率の規制は建築基準関係規定とみなされます。そのため、建築確認・検査の実施における確認申請、完了検査と連動するかたちで、緑化施設の設置を確認することができます。こうしたことから、すでに条例による緑化指導を行っている場合においても、届出の提出件数や完了届の提出率が上がり、緑化面積も増えることが見込まれます。

また、市町村長は緑化率に関する規定に違反した建築物に対して、法に基づいて違反是正のための措置を取ることができます。

こうしたことから、緑化地域制度を導入することで実効性が高まり、緑化面積の量が増えることが期待でき、結果として緑被率の向上にも資することが期待されます。

#### 導入自治体における担当者の声

- これまで条例に基づく緑化申請制度を実施していたが、法的な義務、及び建築基準関係規定になったことにより公平性、担保性が向上。申請の提出率が増加した。 開発担当者が窓口「絶対に」来てくれることが大きい。
- 確認申請時に、現実に即した緑化図面が出てくるようになった。
- 緑化地域制度で確保された緑は建築物が適法に存続するための必要な条件になる（緑化施設の維持管理義務が生じる）ため、永続的に緑化が担保される。
- 市民に対する都市緑化の普及啓発にも寄与。

### (2) 緑化面積の着実な増加

過去にこの制度を導入した自治体では、以下の表に示すように緑化地域制度の導入により緑化面積が増加しています。

なお、このように緑化地域制度における申請データの集計を行うことにより、制度による成果、効果を把握することができます。

#### 導入自治体における緑化面積（平成 29 年 3 月 31 日現在）

自治体	実績値	施行日	備考
名古屋市	399.2ha	平成 20 年 10 月 31 日	法+条例
横浜市	96.0ha	平成 21 年 4 月 3 日	法のみ
世田谷区	85.1ha	平成 22 年 10 月 1 日	法+条例
豊田市	0.38ha	平成 24 年 10 月 1 日	法+条例

※法……緑化地域制度による申請面積

条例…緑化条例による申請面積

### 3. 緑化地域制度導入に係る制度設計

---

対象エリアの設定方法としては、市街化区域全体を設定する場合や、市街地の中心部などエリアを指定するパターンがあり、地域の実状にあわせて決定します。

#### (1) 対象となる地域の設定

##### (ア) 地域としての条件

対象となるのは、次の各条件を満たす地域です。（都市緑地法34条1項）

- ・用途地域が指定されている区域内で、
- ・良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある地域で、
- ・「緑化地域」（都市計画法における地域地区）として市町村が計画決定した地域。

##### (イ) 緑化地域の決定について

緑化地域の決定における考え方や配慮事項は、以下の通りです。

（都市緑地法運用指針9（2））

###### 1) 用途地域内指定の意味

用途地域内において指定することとしているのは、緑化を義務づける必要のある地域は、一般的に都市的な利用を前提とする用途地域が指定される地域であり、また、用途地域では、適正な都市環境を保持するため建築物の用途、容積率、建ぺい率等の総合的な土地利用規制が行われており、新たに緑化率規制を行うことになじむと考えられることによるものです。

緑化地域を指定する区域を用途地域内全域とするか、或いは一部の区域に限って指定するかについては、地域の実情に応じて決定します。

###### 2) 良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足しているかどうかの判断

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している区域がどのようなものを指すかについては、各市町村が、緑の基本計画等を踏まえつつ、それぞれの状況に応じて判断するものですが、たとえば中心市街地等の稠密な土地利用がなされている地域、臨海部の業務系土地利用が集積している地域で大規模な土地利用転換が進展している、ないしは今後想定される地域等であって、現に存在する緑地が不足している一方で、新たな公園の整備等が困難な地域等が想定されます。

###### 3) 緑化地域指定に関するその他の配慮事項

緑化地域の指定にあたっては、その地域内の緑地や土地利用の状況のほか、都市のヒートアイランド現象の状況等の都市の環境や景観等の観点を考慮するとともに、その運用にあたって

は、既存の樹林地等の緑地保全施策や公共施設の緑化等の緑化推進施策との連携を図ることが望ましいと考えられます。たとえば、その市町村の都市における緑地の状況を把握し、地域の市街地像等を勘察しつつ、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の回復、生活空間のアメニティや景観の向上など、その地域における都市環境の課題を解決するために、都市計画に緑化地域を定めることにより緑の創出を図ることが必要な区域を抽出することが考えられます。

#### 4) 他の行政庁、関係者との協議等について

緑化地域を臨港地区内に定める場合には、あらかじめ、港湾管理者と協議することが望まれます。

防衛施設（防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設をいう）を含む地域に緑化地域を定める場合には、あらかじめ、防衛施設の管理者に対し通知することが望まれます。

緑化地域における緑化率の規制は建築基準関係規定となることから、緑化地域およびその緑化地域における建築物の緑化率の最低限度を都市計画に定める場合（これらを改廃する場合を含む）には、その市町村の緑化推進担当部局または都市計画担当部局は、建築確認・検査の実施に支障をきたすことがないように、その地域を所管する特定行政庁にあらかじめ十分な時間的余裕を持って協議することが望まれます。

#### 5) 緑化条例との整合

建築物の新築や増築の際に緑化することを定める条例（以下、「緑化条例」という）が既に定められている場合、条例との整合をはかる必要があることから、条例による区域と同じとするか、対象を集中（絞る）か、または区域を拡大するか、について検討の必要があります。区域を変更する場合は、特に市民や事業者への丁寧な説明が必要となります。

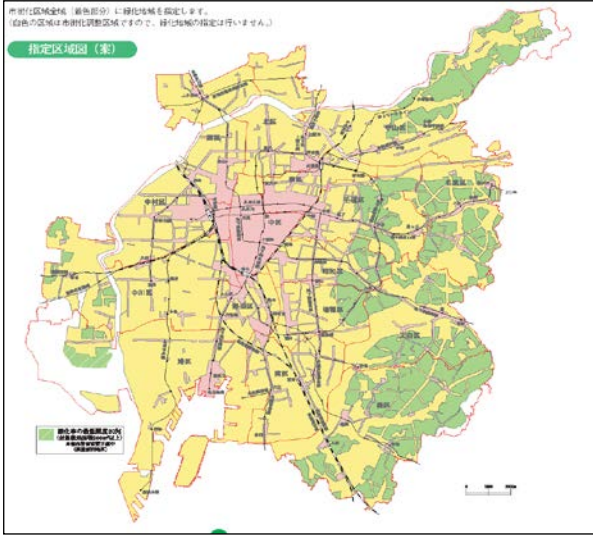
(面積の数値は平成29年度のもの)

**名古屋市**

**対象エリア**  
市街化区域全域 (右図の中の着色エリア)

**面積**  
市域面積 32,645ha  
緑化地域 30,258ha

**エリア設定の考え方**  
○市域の約3分の2を占める私有地の緑が著しく減少しており、私有地における緑の確保に取り組んでいく必要があるため。



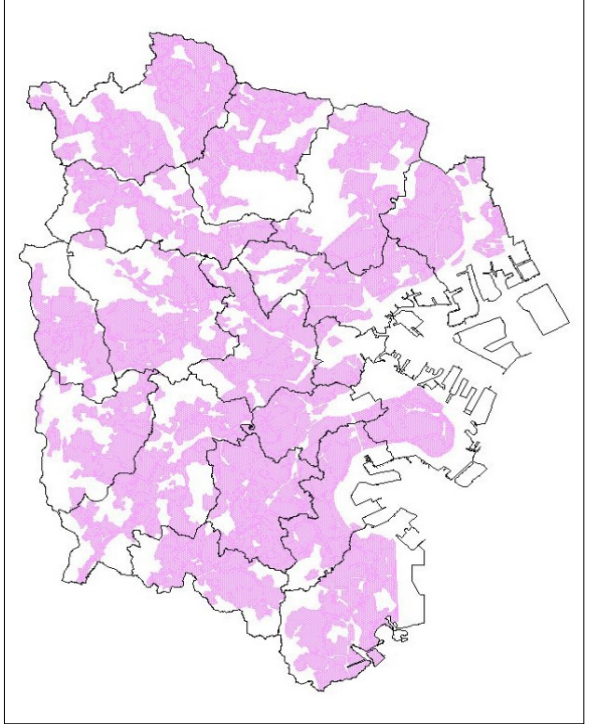
(引用:「緑化地域制度の概要」名古屋市)

**横浜市**

**対象エリア**  
住居系用途地域全域 (右図の中の着色エリア)

**面積**  
市域面積 約43,653ha(都市計画区域面積(総数))  
緑化地域 約24,966ha

**エリア設定の考え方**  
○市民生活の身近な場所にある緑の確保及び創出を図り、良好な住環境を形成するため、住居系用途地域全域に緑化地域を指定した。



(引用:「緑化地域制度の手引」横浜市)

## 世田谷区

### 対象エリア

市街化区域全域（右図の中の着色エリア）

### 面積

区域面積 5,804.9ha（多摩川河川敷含む）

緑化地域 5,680.6ha

### エリア設定の考え方

○区を挙げて緑化推進に取り組んでいるため、区域の線引きをする意義は低いと判断

○条例に基づく緑化制度の対象範囲と同一とした。条例による指定範囲の中で緑化地域の線引きを行うことは、区民への説明が困難。



（引用：「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書 提出の手引き」世田谷区）

## 豊田市

### 対象エリア

都心中心部（右図の中の着色エリア）

### 面積

市域面積 91,832ha

緑化地域 約196ha

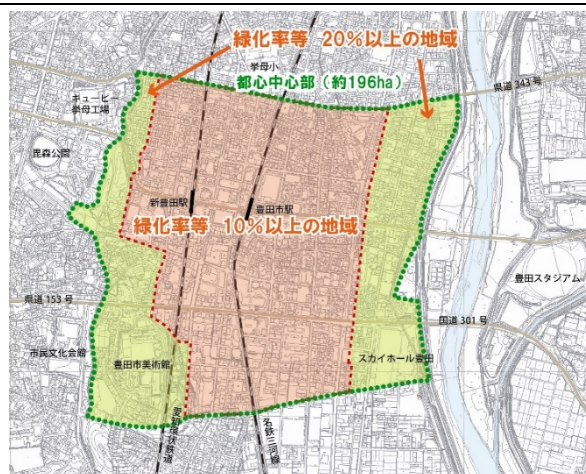
### エリア設定の考え方

○市街化区域内において都心中心部は特に緑の少ないエリア

- ・市街化区域の平均緑被：24%
- ・都心中心部の緑被率：14.2%

○将来に渡り緑化重点地区の緑被率30%を確保するには、都心中心部における緑の創出が必要なため、エリアを設定

- ・都心中心部の目標値：20%



（引用：「豊田市緑化地域制度マニュアル」豊田市）

## (2) 対象となる敷地面積の下限の設定

緑化地域制度を導入する場合、対象となる建築物の敷地面積の下限の設定することができます。

### 緑化地域制度における敷地面積の下限（都市緑地法 35 条 1 項、同法施行令 9 条、10 条）

- ①原則として敷地面積 1,000m<sup>2</sup>以上の建築物の新築または増築の場合。  
（増築の場合は、床面積が従前に比べて 2 割以上増加する場合に限る）
- ②各自治体において、条例により対象となる敷地面積の下限を 1,000 m<sup>2</sup> 未満～ 300 m<sup>2</sup> 以上に引き下げることが可能（(都市緑地法施行令 9 条、同法運用指針 9（4）①）

みどりを増やしたい、あるいはみどりを増やすべき対象をどこに置くかの検討したうえで、適切な敷地面積の設定について検討します。なお緑化条例を定めている場合は、条例による規制の対象となる敷地面積と整合を図りつつ、緑化地域制度で対象と出来る下限である 300 m<sup>2</sup>を条例で設定している場合、引き続き条例による規制の対象とするかどうかを検討します。

### 導入市区での敷地面積の下限設定の考え方

#### 名古屋市

##### 敷地面積の下限

300 m<sup>2</sup>・500 m<sup>2</sup>

##### 設定の考え方

- ・より多くの敷地が緑化されるよう、対象建築物の敷地面積を 300m<sup>2</sup> 以上に設定。
- ・ただし、近隣商業地域、商業地域他、建蔽率の最高限度が 60%を超える区域は、土地利用に配慮して本市における総合設計制度の適用敷地面積でもある 500 m<sup>2</sup>以上の敷地を対象。

#### 横浜市

##### 敷地面積の下限

500 m<sup>2</sup>

##### 設定の考え方

- ・平成 16 年 9 月より市の条例に基づく緑化協議制度（敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上で建築を行う際に基準以上の緑化を行う）を全市で施行。
- ・緑化地域制度の基準も緑化協議制度での実績を踏まえ、敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上で運用。

## 世田谷区

### 敷地面積の下限

300 m<sup>2</sup>

### 設定の考え方

- ・ 緑化条例では 250 m<sup>2</sup>以上を対象としており、緑化地域制度の対象を 300 m<sup>2</sup>以上とし、250 m<sup>2</sup>以上を条例による規制の対象とした。
- ・ 平成 26 年 4 月からは、より小さい 150 m<sup>2</sup>以上 250 m<sup>2</sup>未満の敷地について、条例による規制の対象に拡大した。

## 豊田市

### 敷地面積の下限

500 m<sup>2</sup>

### 設定の考え方

- ・ 対象区域にある敷地面積（300 m<sup>2</sup>以上・500 m<sup>2</sup>以上・1,000 m<sup>2</sup>以上）と敷地数を集計して、緑化シミュレーションを実施した結果、試算では 500 m<sup>2</sup>以上の敷地を設定することで、都心中心部の緑被率 20%を確保できることから対象の敷地面積を設定した。

### (3) 緑化率の最低限度の設定

緑化地域制度を導入する場合に、緑化率の最低限度を設定する必要があります。

#### 緑化地域制度で定める緑化率の最低限度（都市緑地法 34 条 3 項、35 条 2 項）

○敷地面積の 25%を上限とする

（注：平成 29 年の都市緑地法改正により、建ぺい率に関する 2 つのいずれかとする規定のうち、建ぺい率を取り入れた方法（「 $(100 - \text{建ぺい率} - 10) \%$ 」）は削除された（平成 30 年 4 月 1 日施行）

緑化率の最低限度の基準については、建ぺい率に関わらず 25%まで設定可能です。緑化地域制度の導入検討エリアの緑被率の現状や将来目標とする緑被率などを踏まえて、実現可能な目標を設定します。なお、緑化地域が指定されている地区において、別途条例を定めることにより、都市計画に定められる建築物の緑化率の最低限度以上の緑化に関する努力を促したり、届出勧告による要請規定を設けることは差し支えありません。

緑化条例を定めている場合、緑化地域制度で定める緑化率 25%以内で、条例で定める緑化率と同じとするか、引き上げ、または引き下げとするか検討を行います。その際、緑被率の現状や将来目標などを踏まえて、現行の設定率での実績や実施状況をもとに検討します。

また平成 29 年の都市緑地法改正により、従来建ぺい率の高いことで緑化率が低く設定されていた地域、特に商業地域等においても、緑化率 25%まで設定可能となったことから、その背景を踏まえ、緑化率の設定を引き上げるといった対応を図ることも考えられます。

また、緑化率の最低限度を条例で定める値から変える場合は、その理由を特に市民や事業者に対して丁寧に説明していくことが求められます。

#### 導入 4 市区における緑化率の最低限度

名古屋市	10～20%
横浜市	10%
世田谷区	5～25%
豊田市	5～15%



## 導入4市区での緑化率下限設定の考え方

### 名古屋市



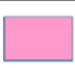
#### 緑化率

10%～20%の範囲

#### 設定の考え方

各用途地域の指定建蔽率に応じて、緑化率の最低限度や対象となる建築物の敷地面積の規模を定めます。ただし、建築基準法第53条第3項の緩和の適用が可能な敷地の場合は、緩和後の建蔽率で判断します。

建蔽率の緩和がある場合は、次ページの表をご確認ください。

指定建蔽率	用途地域	凡例	緑化率の最低限度 (対象となる敷地面積)
30、40、50%	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域の一部		20% (300㎡以上)
60%	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種・準住居地域 準工業・工業・工業専用地域		15% (300㎡以上)
80%	近隣商業・商業地域		10% (500㎡以上)

(注：凡例の色は、(1) 対象エリアの設定で示した市域図の図に対応)

引用：「緑化地域制度マニュアル」(名古屋市)

※市街化調整区域(1,000㎡以上、20%)は、緑のまちづくり条例により規制している。

緑化率の最低限度の考え方は、空地の30%を確保すべきという考え方をしている。

建蔽率の最高限度 40% : 空地 60% ⇒  $60 \times 0.3 = 18\%$  ≒ 20%

建蔽率の最高限度 60% : 空地 40% ⇒  $40 \times 0.3 = 12\%$  ≒ 15%

建蔽率の最高限度 80% : 空地 20% ⇒  $20 \times 0.3 = 6\%$  ≒ 10%

### 横浜市

#### 緑化率

10%

#### 設定の考え方

横浜市における既存の緑化制度や都市の緑の状況、用途地域等における建ぺい率等の規制をふまえて、緑化率を10%に設定した。

**世田谷区**

**緑化率**

5～25%

**設定の考え方**

世田谷区では、従前より条例に基づき基準緑化率を設定し遵守を指導しており、緑化地域制度導入においても法律の上限内で、且つ条例の緑化率を超えないよう都市計画に定めた。このため、区民への説明でも「これまで以上に基準は厳しくならない」と説明することができた。

**【★ 都市緑地法に基づく緑化率】**

世田谷区では、多摩川河川敷以外の市街化区域全域を緑化地域に指定しています。都市計画で定められた緑化率は、敷地面積と建ぺい率により、下表のとおりです。

敷地面積	建ぺい率						
	30%	40%	50%	60%	70%	80%	
300㎡以上 500㎡未満	20	15	15	10	10	5	
500㎡以上 1,000㎡未満	25	20	15	10	10	5	
1,000㎡以上 3,000㎡未満	25	25	25	20	15	10	
3,000㎡以上	25	25	25	25	20	10	

(緑化率の数値の単位は%)

※対象敷地において、実際に満たしていただく緑化基準は【I地上部の緑化基準】の数値となります。  
 ※建ぺい率とは、建築基準法第53条第1項及び第3項に規定されている建ぺい率とします。

(引用：「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書 提出の手引き」世田谷区)

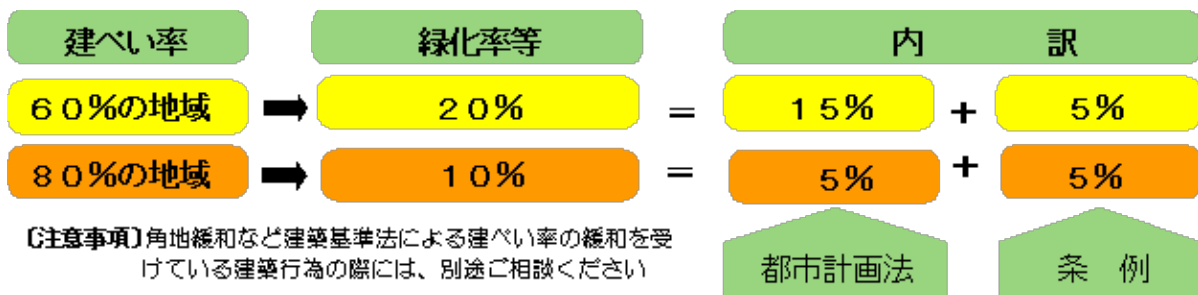
**豊田市**

**緑化率**

5～15% (これに加えて条例にて5%増しとしている)

**設定の考え方**

市街化区域での平均緑被率24%に対し、現況緑被率が14%と非常に低い都心中心部196haの緑被率20%を目標とすることで、緑化重点地区での緑被率30%の維持が可能となる。(都心中心部での土地利用状況別に緑化面積のシミュレーションを行い、設定した)



建ぺい率 60 パーセントの地域：緑化率等 20 パーセント (都市計画法 15 パーセント+条例 5 パーセント)

建ぺい率 80 パーセントの地域：緑化率等 10 パーセント (都市計画法 5 パーセント+条例 5 パーセント)

(引用：「豊田市緑化地域制度マニュアル」豊田市)

#### (4) 独自規制の設定

緑化地域制度では、建築物の新築や増築を対象とし、また定める規準は緑化率のみであるため、緑化地域制度とともに条例等によって樹木本数や接道部緑化などを別に定め、より詳細な規制を行うことも有効です。

例えば、既存の緑化指導等条例がある場合、緑化率の算定方法を緑化地域制度に基づく方法に移行させた際に、面積計算の考え方が緩くなることがあります。その際「樹木本数」や「接道部緑化」の定めにより補足します。

こうした条例に基づく独自規制がある場合、条例に定めを残すことにより、緑化施設の位置を地上部、特に接道部へ誘導することを目指すことが挙げられます。

#### 独自規制のポイント

##### ①緑化率の最低限度を上乗せする

(例)

- ・ 緑化地域制度で設定可能な緑化率の最低限度（25%）を上回る緑化率を設定
- ・ 市が設置する公共建築物における緑化率の最低限度の上乗せ

##### ②緑化地域を定めることのできる区域外において、緑化率規制を設定する

(例)

- ・ 市街化調整区域における緑化の義務付け

##### ③緑化率規制の対象となる行為を増やす

(例)

- ・ 都市計画法に基づく開発行為
- ・ 自動車駐車を設置する行為

##### ④規制する項目を新たに設ける

(例)

- ・ 樹木の本数基準
- ・ 接道部の緑化基準

導入市区における独自規制の実施状況

名古屋市

「緑のまちづくり条例」による規制

- ①市街化調整区域において、1,000 m<sup>2</sup>以上の敷地で新築等を行う場合は、緑のまちづくり条例により20%の緑化を義務付けています。
- ②市が設置する公共建築物については、都市緑地法及び緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度に5%を上乗せして、一層の緑化を義務付けています。

緑化率の最低限度一覧表

用途地域など		防火地域内の耐火建築物※	角地緩和※	建蔽率の最高限度(%)	都市緑地法の規定による緑化率の最低限度(%)	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度(%)	確認申請上の敷地面積(m <sup>2</sup> )
市街化区域	第1種低層住居専用地域 (指定建蔽率=30%)	—	—	30	20	適用なし	300以上
		—	○	40	20	適用なし	
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 (指定建蔽率=40%)	—	—	40	20	適用なし	
		—	○	50	20	適用なし	
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域の一部 (指定建蔽率=50%)	—	—	50	20	適用なし	
		—	○	60	15	適用なし	
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域	—	—	60	15	適用なし	
		—	○	70	10	適用なし	
	準工業地域 工業地域 工業専用地域 (指定建蔽率=60%)	○	—	70	10	適用なし	
		○	○	80	10	適用なし	
—		—	80	10	適用なし		
—		○	90	10	適用なし		
近隣商業地域 商業地域 (指定建蔽率=80%)	○	—	指定なし	10	適用なし		
	○	○	指定なし	10	適用なし		
	—	—	30	適用なし	20		
市街化調整区域	指定建蔽率30%	—	—	30	適用なし	20	1,000以上
		—	○	40	適用なし	20	
	指定建蔽率50%	—	—	50	適用なし	20	
		—	○	60	適用なし	20	
	指定建蔽率60%	—	—	60	適用なし	20	
		—	○	70	適用なし	20	

※確認申請において、緩和措置を受ける受けないに関わらず、適用を受けられる敷地かどうかで判断をします。

- ・ 「名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」により緑化率の最低限度が定められた地区（対象敷地面積が30㎡以上になります。）については、地区計画に定められた緑化率の最低限度と緑化地域に基づく緑化率の最低限度、双方を満たす必要があります。
- ・ 高層住居誘導地区、高度利用地区、都市再生特別地区等において、用途地域とは別に都市計画で建蔽率が定められている場合でも、用途地域に基づく建蔽率の最高限度を用い緑化率の最低限度を規定します。

(引用：緑化地域制度 申請の手引き (名古屋市))

## 横浜市

横浜市では、昭和 48 年から、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、開発行為、工場や公共建築物の緑化について協議を行ってきた。平成 16 年からは、建築行為について「緑の環境をつくり育てる条例」、開発事業について「横浜市開発事業の調整等に関する条例」により、協議等を行っています。

「緑の環境をつくり育てる条例」では、緑化地域制度で義務付けられる緑化率（量の基準）のほかに、樹木の配置や周辺状況への配慮等（質の基準）も協議対象としていることから、手続きの一部を一本化するものの、並行して運用します。

（引用：緑化地域制度の手引 平成 29 年 4 月版（横浜市））

世田谷区

世田谷区にて実施されている独自規制の項目は以下の通り。

○対象となる緑化基準

- ・地上部の緑化基準
- ・建築物上(屋上・壁面等)の緑化基準
- ・樹木の本数基準
- ・接道部の緑化基準
- ・敷地境界部の緑化基準
- ・自動車駐車場の緑化基準

○該当する主な行為

- ・面積 500m<sup>2</sup> 以上の区域における開発行為
- ・風致地区で風致地区条例に基づく許可(協議)に緑化条件を伴わない建築行為
- ・面積 150m<sup>2</sup> 以上の敷地における収容能力 20 台以上の自動車駐車場を設置する行為(建築行為を伴わないもの)

該当する行為(複数の場合はすべて該当)	対象となる緑化基準等								
	I 地上部の緑化基準 (→P7)	II 建築物上(屋上・壁面等)の緑化基準 (→P14)	★ 都市緑地法に基づく緑化地域制度 (→P17)	III 樹木の本数基準 (→P18)	IV 接道部の緑化基準 (→P20)	V 敷地境界部の緑化基準 (→P23)	VI 自動車駐車場の緑化基準 (→P24)	VII 樹木の伐採について (→P25)	
面積 250m <sup>2</sup> 以上の敷地における建築行為	○			○	○				
面積 500m <sup>2</sup> 以上の区域における開発行為	○			○	○				
建蔽率 80% 以上(建蔽率の制限が適用されない場合を含む)で、敷地面積 1000m <sup>2</sup> 以上の建築行為		○							
面積 300m <sup>2</sup> 以上の敷地における建築行為			○						
風致地区で風致地区条例に基づく許可(協議)に緑化条件を伴わない建築行為						○			
面積 150m <sup>2</sup> 以上の敷地における収容能力 20 台以上の自動車駐車場を設置する行為(建築行為を伴わないもの)							○		
既存樹木で地上 1.5m の高さで幹の周囲が 0.8m 以上の樹木又は高さ 10m 以上の樹木の伐採行為								○	

## 1-4 緑化基準の概要

緑化基準の概要は以下のとおりです。詳細については、該当する各ページをご覧ください。

### 【Ⅰ】地上部の緑化基準（→P7）

地上部において、地上部基準緑化面積以上の緑化面積を確保してください。

地上部基準緑化面積 = 敷地又は区域の面積 × 地上部緑化率

#### ■地上部緑化率表（%）

面積 \ 建ぺい率	30%以下	40%	50%	60%	70%	80%	90%
250 以上 500 ㎡未満	20	15	15	10	10	5	5
500 以上 1,000 ㎡未満	25	20	15	10	10	5	5
1,000 以上 3,000 ㎡未満	35	30	25	20	15	10	7
3,000 以上 5,000 ㎡未満	38	34	30	26	22	10	7
5,000 ㎡以上	46	41	36	32	28	11	8

### 【Ⅱ】建築物上（屋上・壁面等）の緑化基準（→P14）

建ぺい率 80%以上かつ敷地面積が 1,000 ㎡以上の建築物では、建築物上（屋上・壁面等）において、建築物上基準緑化面積以上の緑化面積を確保してください。

区 分	緑化面積
ア 総合設計制度を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区、高度利用地区若しくは特定区内の建築物	屋上の面積 × 0.35
イ ア以外の建築物	屋上の面積 × 0.25

※屋上とは、建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分をいいます。

### 【★】都市緑地法に基づく緑化率（→P17）

世田谷区では、多摩川河川敷以外の市街化区域全域を緑化地域に指定しています。緑化地域制度による緑化率は【Ⅰ】地上部の緑化基準の緑化率に含まれるため、対象敷地において満たしていただく緑化率は【Ⅰ】地上部の緑化基準となります。

### 【Ⅲ】樹木の本数基準（→P18）

樹木本数基準面積を基に、樹木の区分に応じて基準以上の樹木本数を確保してください。

区 分	基準樹木本数（本）	端数処理
高木（4 m 以上）	樹木本数基準面積（㎡） × 0.02	小数点以下切り捨て  小数点以下切り上げ
準高木（2.5 以上 4 m 未満）	樹木本数基準面積（㎡） × 0.03	
中木（1 以上 2.5 m 未満）	樹木本数基準面積（㎡） × 0.25	
低木（0.3 以上 1 m 未満）	樹木本数基準面積（㎡） × 0.90	

### 【Ⅳ】接道部の緑化基準（→P20）

接道部の総延長に、用途及び敷地面積に応じた割合を乗じて得た長さ以上を緑化してください。

用途 \ 面積	250 ~ 500 ㎡未満	500 ~ 1000 ㎡未満	1000 ~ 3000 ㎡未満	3000 ~ 10000 ㎡未満	10000 ~ 30000 ㎡未満	30000 ㎡以上
住宅・宿泊施設	4/10	5/10	6/10	7/10		8/10
屋外運動施設・屋外娯楽施設・墓地・廃棄物等の処理施設	6/10	7/10			8/10	
工場・店舗・事務所・駐車場・資材置場・作業場	2/10	3/10	5/10	6/10	7/10	
庁舎・学校・医療施設・福祉施設・集会施設	4/10	6/10	7/10			8/10
上記以外の施設	2/10	3/10	6/10		7/10	

### 【Ⅴ】敷地境界部の緑化基準（→P23）

敷地境界部（接道部+隣地境界部）の総延長に、敷地面積に応じて 4/10 から 6/10 を乗じて得た長さ以上の緑化を確保してください。

### 【Ⅵ】自動車駐車場の緑化基準（→P24）

敷地の面積に 15% を乗じて得た面積以上の緑化を確保してください。

引用：みどりの計画書 兼緑化率適合証明申請書 緑化率適合証明申請書 提出の手引き  
（対象：敷地面積 250m<sup>2</sup> 以上及び風致区内） 世田谷区

豊田市

下記において、緑化率が設定されている。

- ・ 条例による緑化率・環境負荷低減率の最低限度
- ・ 市の施設に該当する建築物

用途地域 (建ぺい率)	防火地域内 の 耐火建築物	角地緩和	建ぺい率 の 最高限度 (%)	都市緑地法 による 緑化率の 最低限度	条例による 緑化率・ 環境負荷低減率 の最低限度	緑化率等 合計 (%)	該当条文 第5条	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 (60%)	—	—	60	15	5	20	1項1号	
	○ ※2	—	70 (+10)	5	5	10	2項2号	
	—	○ ※3	70 (+10)	5	5	10	2項2号	
	○ ※2	○ ※3	80 (+20)	5	5	10	2項2号	
商業地域 近隣商業地域 (80%)	—	—	80	5	5	10	1項2号	
	○ ※1	—	指定なし	適用なし	5	5	2項3号	
	—	○ ※3	90 (+10)	0	5	5	2項3号	
	○ ※1	○ ※3	指定なし	適用なし	5	5	2項3号	
商業 地域 (80%)	【地域地区】 高度利用地区 (50%)	—	—	50	15	5	20	2項1号
		○ ※2	—	60 (+10)	15	5	20	2項1号
		—	○ ※3	60 (+10)	15	5	20	2項1号
		○ ※2	○ ※3	70 (+20)	5	5	10	2項2号
	【地域地区】 高度利用地区 (70%)	—	—	70	5	5	10	2項2号
		○ ※2	—	80 (+10)	5	5	10	2項2号
		—	○ ※3	80 (+10)	5	5	10	2項2号
		○ ※2	○ ※3	90 (+20)	0	5	5	2項3号
	【地域地区】 高度利用地区 (80%)	—	—	80	5	5	10	2項2号
		○ ※1	—	指定なし	適用なし	5	5	2項3号
		—	○ ※3	90 (+10)	0	5	5	2項3号
		○ ※1	○ ※3	指定なし	適用なし	5	5	2項3号

【建築基準法による建ぺい率の緩和措置】

- ※1 建築基準法第53条第5項1号：建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物は、適用されません。
- ※2 建築基準法第53条第3項1号：建ぺい率の限度が10分の8とされている地域外で、かつ防火地域内にある耐火建築物は、建ぺい率が10%緩和されます。
- ※3 建築基準法第53条第3項2号：街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものは、建ぺい率が10%緩和されます。

【補足事項】

- 1 建築基準法第53条第3項1号※2かつ第2号※3に該当する場合は、用途地域の建ぺい率に20%を加えた数値を建ぺい率の最高限度とします。
- 2 緑化推進条例第6条の「市の施設」に該当する建築物は、上表の緑化率等の合計に一律5%の緑化率を加えるものとします。

引用：豊田市緑化地域制度マニュアル



## (5) 緑化率規制への適合確認・緑化施設の工事完了確認の対応に係る手続き

緑化地域制度を導入した場合に、新たに発生することになる主な手続きは、以下の通りとなります。

### ①「緑化率規制への適合確認」の実施および「緑化率適合証明書」の発行

(都市緑地法運用指針9 (5)④)

### ②「緑化施設の工事完了確認」の実施

これらのほか、完了後に別途、違反建築物に対する「是正措置」の実施が加わります。

(都市緑地法運用指針9 (5)③)

建築基準関係規定であることから、建築確認審査の前に緑化率適合証明に関する申請受付及び確認、緑化率適合証明書の発行を行います。また建築完了検査において、緑化率適合証明通知書に適合しているかどうか検査を行います(都市緑地法運用指針9 (5)④)。

完了検査においては、建築確認部局(建築主事等)において緑化施設の工事完了確認を建築完了検査と併せて行う場合と、緑部局が建築完了検査に先だって緑化施設の工事完了確認を行う2つの場合が考えられます。以下に2つの実施フロー例を示します。

緑化率規制への適合確認・緑化施設の工事完了確認等の実施フロー（例）

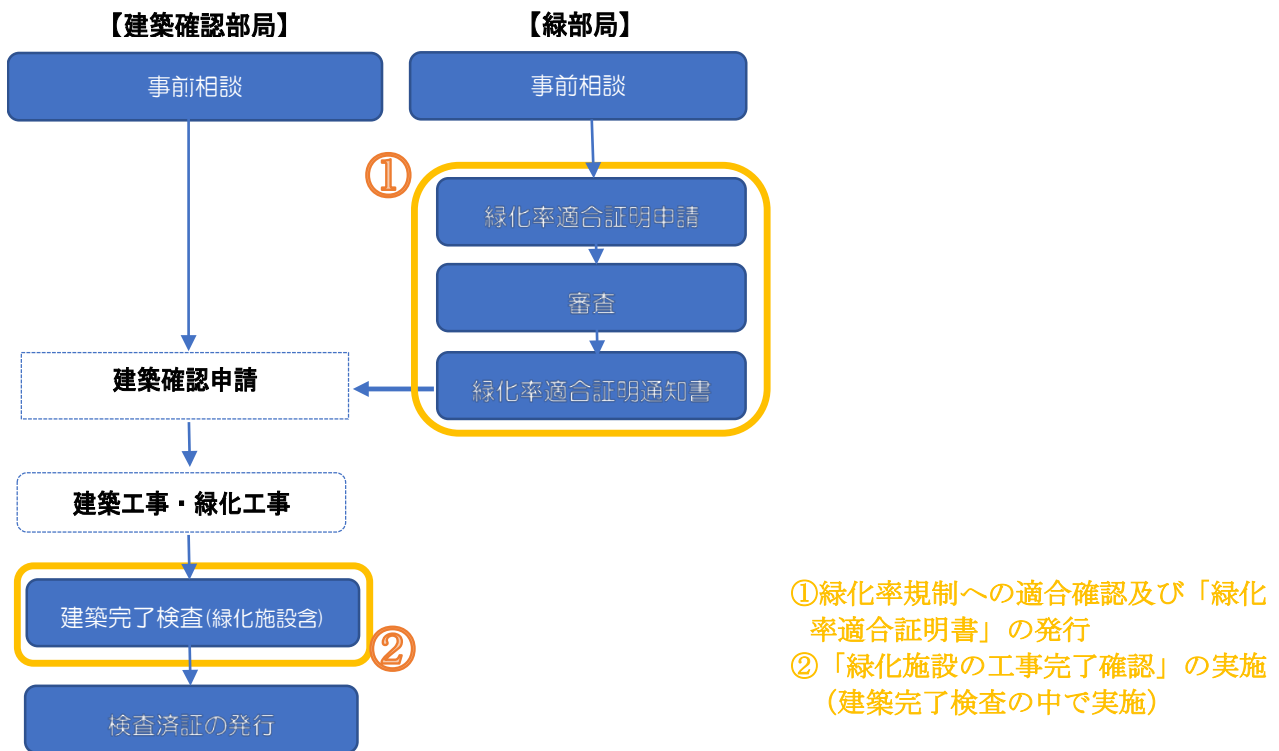


図 緑化施設の工事完了確認を建築完了検査で行う場合の実施フロー例

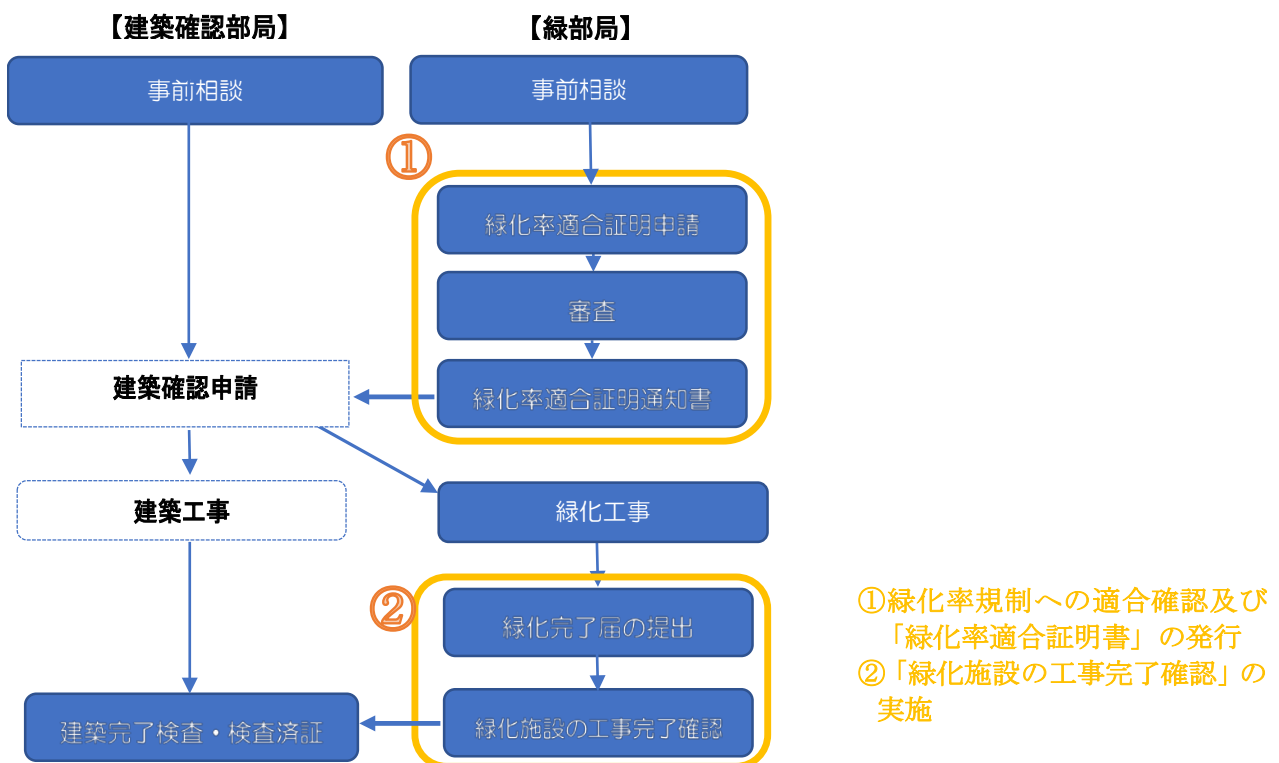
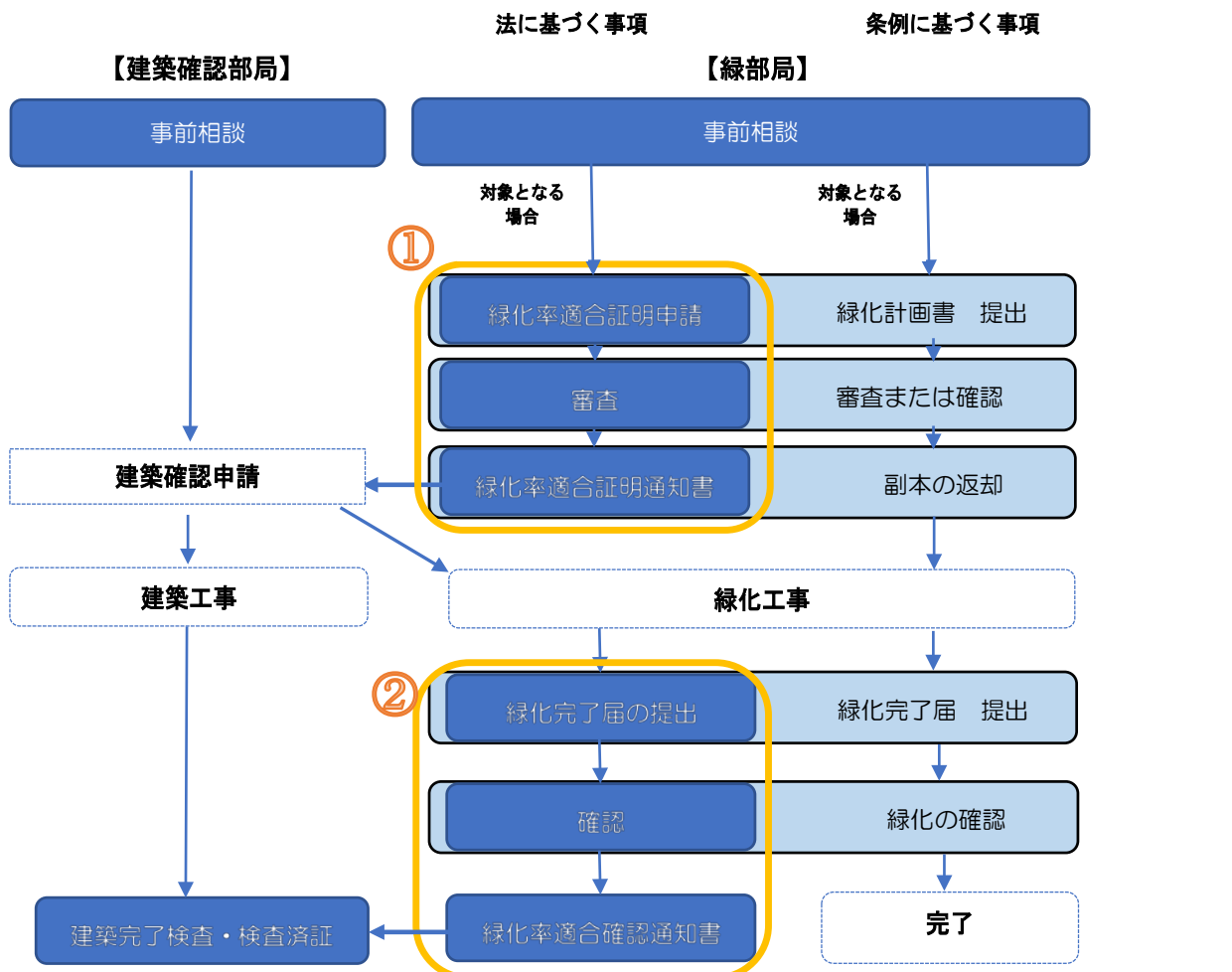


図 緑化施設の工事完了確認を緑部局が担う場合の実施フロー例

また緑化条例等をすでに定めており、緑化地域制度と両方の制度を併存させる場合の一例を示します。



- ① 緑化率規制への適合確認及び「緑化率適合証明書」の発行
- ② 「緑化施設の工事完了確認」の実施

図 緑化率規制への適合確認・緑化施設の工事完了確認等の実施フロー例 (緑化条例がある場合)

### (ア) 緑化率規制への適合確認・緑化施設の工事完了確認における業務量の検討

緑化地域制度を導入する場合は、①「緑化率規制への適合確認」の実施および「緑化率適合証明書」の発行、②「緑化施設の工事完了確認」の実施、③違反建築物に対する「是正措置」の手続きが発生することから、担当部署の業務量の増大が考えられ、そのボリュームを推計し、体制整備（役割分担、人員配置）を行う必要があります。

また緑化条例を定めている場合、工事前に提出する緑化計画の申請と公示後に提出する完了届の提出件数が増加し、業務量が増加する可能性があります。

業務量の検討にあたっては、建築統計等における構造別着工建築物数とそのうち緑化地域制度の対象となる敷地面積の着工建築物数から、どの程度増加が見込まれるかを以下のように試算することができます。

緑化地域制度の対象となる物件の想定件数＝

$\boxed{\text{緑化地域を設定する区域における着工建築物数}}$

×  $\boxed{\text{設定する敷地面積以上の着工建築物が占める割合}}$

**(イ) 緑化率規制への適合確認・緑化施設の工事完了確認における調整事項  
(特に建築確認部局との調整)**

緑化地域制度は、建築基準関係規定となります。そのため、制度導入に当たっては、事前に役割分担について、建築確認部局との調整が必須となります。

従って、市区町村においては、建築主事が配置されている特定行政庁であるかどうかを確認したうえで、特定行政庁である場合は庁内の建築確認部局と、特定行政庁でない場合は都道府県の建築確認部局と建築確認の手続きの進め方について調整が必要です。

主要な調整事項としては、以下が挙げられます。

- ① 緑化率規制への適合確認及び「緑化率適合証明書」の発行の手続きに関する役割分担
- ② 「緑化施設の工事完了確認」の実施に係る役割分担

緑化率規制への適合確認及び「緑化率適合証明書」の発行の手続きに関しては、緑部局で実施することが望ましいですが、特に建築の完了検査の前に緑化工事の緑化施設の工事完了確認を実施する場合は、業務量と体制を考慮し、建築確認部局と緑部局でどういった役割分担とするか、調整することが望ましいです。

また、緑化施設の工事完了確認を建築確認部局が担う場合において、制度運用開始時に、建築主事の検査に緑部局が同行し、現地において緑化施設確認のポイントを伝えるなどの対応も有効です。

導入市区における緑化率規制への適合確認・緑化施設の工事完了確認に関する業務の実施者は以下の通りです。

**導入4市区での緑化率規制への適合確認・緑化施設の工事完了確認の実施者**

項目	名古屋市	横浜市	世田谷区	豊田市
適合確認※	本庁 緑化指導審査係 (緑部局)	本庁 みどりアップ推進課 公園緑化協議担当 (緑部局)	総合支所職員 (出先事務所)	本庁 公園緑地管理課 (緑部局)
完了確認※※	① 写真確認： 本庁 緑化指導審査係(緑部局) ② 現地確認： 建築主事 (指定確認検査機関)	建築主事・指定確認検査機関 (建築確認部局)	総合支所職員 (出先事務所)	本庁 公園緑地管理課 (緑部局)
年間件数	約 1,300 件	約 450 件	約 300 件	5 件程度

※ 「緑化率適合証明書」の発行にかかる緑化率規制への適合確認

※※ 緑化施設の工事完了確認

### (ウ) 違反建築物に対する対応

整備した緑化施設は、その後も設定された緑化率を維持し管理することが都市緑地法により義務付けられ、緑化率に関する規定に違反した建築物が発生した場合は、市町村は違反是正のための措置を取ることができます。こうした違反建築物が発生しないよう、予めパトロール、是正措置を講ずる指導、さらに違反予防措置を実施するため、その実施内容や体制について検討しておくことが必要です。

またパトロールを実施する旨を、制度の周知の際や緑化率適合証明申請の受付時など、予め市民や事業者等に周知することが望ましいです。

なお緑化施設の設置後に緑化の維持の難しいもの、つまり違反が予見されるようなケース（日陰地への芝生の植栽、など）においては、予め別の緑化を提案するなど、計画段階で指導を行うことも有効です。

緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。（都市緑地法 35 条 1 項）

緑化施設は、それが適切な状態に保たれて、積極的に利用されたり、地域の環境向上に役立ったりするなど、設置された効果が十分に発揮できるようでなければならない。そのため、市町村は条例を定め、その緑化施設の管理方法の基準を定めることができる。（都市緑地法 44 条）

緑化率に関する規定に違反した建築物に対して、市町村長は違反是正のための措置を取ることができる（都市緑地法 37 条 1 項）。市区町村はその違反の内容を踏まえて、是正するために必要な期限を定め、緑化施設の設置や植栽の補植など、許可条件を満たすための措置をとるように命ずることが望ましいとされている。また、建築物の新築等をするものに対して緑化率基準への適合や緑化施設管理についての報告をさせること、および現場への立ち入りや書類等の検査ができる（都市緑地法 37 条 1 項、38 条、同法施行令 12 条等）。

### 導入 4 市区での巡回の実施者

項目	名古屋市	横浜市	世田谷区	豊田市
巡回（パトロール）の実施者	本庁 緑化指導審査係 （緑部局）	本庁 みどりアップ推進課 公園緑化協議担当 （緑部局）	本庁 みどり政策課 （緑部局）	本庁 公園緑地管理課 （緑部局）

## 4. 導入スケジュールの設定

導入までに要するスケジュール及び手順について整理します。

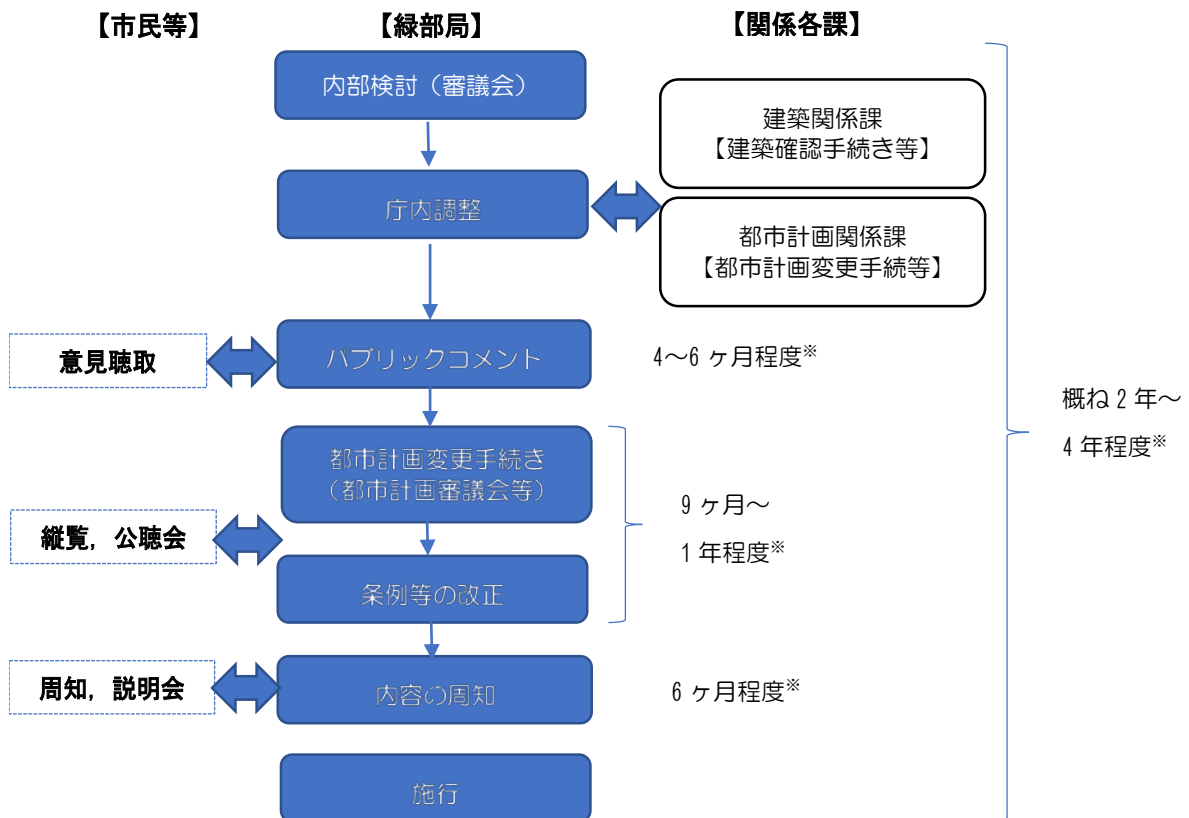
主な事項は、庁内検討、都市計画変更にかかる庁内手続（都市計画審議会、パブコメ等）、周知手続きなどです。

なお、緑化関連条例の変更を要する際、パブコメ等の意見徴収は都市計画変更に係る手続と一体的に実施することが望ましいです。

導入の一般的な手順の概要は、以下のようなフローが考えられます。なお導入市区において内部検討開始から施行までに要している期間は、概ね2～4年程度です。

内部検討以外で時間を要する具体的事項としては、市民等へのパブリックコメントによる意見聴取で4～6ヶ月、都市計画の決定手続にかかる審議会等で9ヶ月～1年程度を要する場合があります。また、条例改正後の周知期間として6ヶ月程度設け、その間に説明会等による周知が行われています。

なお、その他関係する業界・団体等に対しても、適切な時期に説明・意見聴取を行うことが望ましいです。



※期間は導入市区における実績をもとにした参考値

図 緑化地域制度導入までのフロー【例】

## 5. 周知方法の検討

緑化地域制度の施行にあたっては、制度をもとにした申請や手続きを行ってもらうよう、事前に市民や関係機関等への周知が必要です。

この制度は良好な住環境を維持し、さらに良くしていくための取組みの一つであること、建築完了確認審査の申請前に緑化を完了しなければならないこと、施工後も維持管理が求められること等について、説明していくことが求められます。

上記のほか、個別の周知の対象とポイントについては、主に以下の通りに整理されます。

### ア) 庁内

建築関係等の関係課に対して、手続きの増加、特に建築確認の際に緑化の適合率確認書が添付されることや完了検査時の緑化施設の確認が加わること等について、周知を行います。

### イ) 市民・事業者

制度の導入により、緑化地域における建築主となる市民・事業者にとっては影響・負担が大きく、制度の趣旨や手続きの内容とともに、竣工後も維持管理をし続ける必要があり、基準となる緑化率を下回った場合は市町村による是正指導が行われること等についても、周知を行います。

### ウ) 指定確認審査機関

制度の導入により、これまでの建築確認作業から追加される手続きや確認項目について、周知を行います。

### エ) 企業等（特に建築関係（建築設計・造園・不動産関係団体等））

住宅等の施工業者に対しては、制度の導入により、建築完了検査の前に緑化施設の工事完了確認の手続きを進め、建築完了検査に遅れないよう、余裕を持って進めることについて、特に周知が必要です。

参考として、導入4市区における周知活動内容を示します。

#### 導入市区における導入時の周知活動

##### ①計画策定段階

市民向け……………パブコメ、公聴会、広報誌・イベントでの周知  
関係企業等向け………関係団体、業界紙への情報提供

##### ②周知段階

市民向け……………説明会開催、イベントでの周知、手引き等のHP掲載、マスコミ広報  
関係企業等向け………説明会開催、緑化地域制度の手引作成・配布



## 6. (参考) 緑化に対する助成制度

---

緑化地域制度導入自治体において、敷地の緑化を行う場合や、特定の目的（古木の保全、生垣の設置、保育園・幼稚園芝生化など）に対して、助成対象として助成制度を設けている例があります。

## 導入4市区での助成制度

### 名古屋市

愛知県の「あいち森と緑づくり税」を原資とする緑化助成制度を実施。

屋上・壁面・空地（地上部）・駐車場緑化における植栽等の支援対象工事費の2分の1以内を助成する制度。主な要件は下記のとおり。義務の範囲内の費用も助成の対象となりうるが、上記のような規模や評価の条件を付し、「量」「質」における一定以上のレベルの確保を前提としている。

#### みどりの補助金のご案内 [平成29年度]

##### ～ 名古屋市 民有地緑化助成事業 ～

名古屋市では、「あいち森と緑づくり税（県民税）」を財源として、質・量ともに優れた民有地の緑化工事に対して、助成を行っています。

#### 平成29年度の受付期間

4月3日から12月28日まで（助成枠に達した場合は受付を終了します）

#### 助成の対象

- 屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、駐車場緑化、生垣設置工事における以下の工事費用
  - ・植栽（例：樹木、地被植物、芝など。1～2年程度で枯れる草花は除く）
  - ・植栽基盤（例：客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など）
  - ・灌水施設（例：散水栓、給水管、灌水チューブなど）
  - ・表示板（本事業により整備したことを示すもの）

#### 助成金額

- 助成金額は、助成対象工事費の2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額
  - ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化：それぞれ助成対象の緑化面積×1.5万円/m以内
  - ・空地(地上部)緑化：助成対象の緑化面積×1万円/m以内
  - ・生垣設置のみ：助成対象の生垣延長×5千円/m以内
- 助成総額は、10万円以上500万円以下
- 大径木、仕立もの、品種もの等の高額な樹木においては、助成の対象額として計上できる樹木単価の上限を、以下のとおりとします。
  - ・高さ4.0m以上の樹木単価は、上限15万円/本（植付手間代を含む）
  - ・高さ4.0m未満の樹木単価は、上限6万円/本（植付手間代を含む）
- ◎消費税は、原則、助成の対象になりません。  
（詳しくは、第1号様式「名古屋市緑化助成金申請書」裏面、申請者申告欄をご覧ください）

#### 助成の条件

- 新たに緑化する面積が80㎡以上であること  
（助成対象が生垣設置のみの場合は、延長50m以上が必要です。また、隣地などの複数の緑化工事の面積・延長を合算できる場合があります）
- 緑化工事が未着手で、平成30年3月15日までに完了報告書を提出すること  
（交付決定通知書発行後に緑化工事の着工となります）
- 緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」において、以下の条件を満たすこと
  - ・「☆☆（良好な緑化）」以上（＝50点以上）かつ
  - ・高木植栽の評価点が10点以上（敷地の建ぺい率の最高限度が80%以下の場合）
- 原則として、助成対象となる緑化面積100㎡あたり1か所以上の灌水施設を設置すること（もしくは既に設置されていること）
- 助成を受けたことを示す表示板を、1か所以上設置すること
- 助成対象の緑化施設を、良好に維持保全すること
- 一定の年数が経過した後（3～5年後）、状況報告をすること など

※その他、緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」と自己宣言型緑化プログラム「TEAM GREEN なごや」の制度を制定し、認定や承認を受けることで、住宅ローンの優遇が受けられるように金融機関に働きかけた。

引用：平成29年度みどりの補助金のご案内（名古屋市）


横浜市

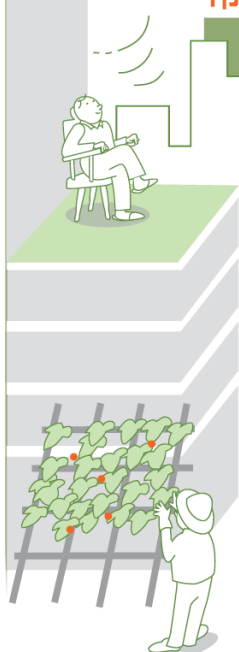
「横浜みどりアップ計画」の施策として、民有地緑化に対する助成を行っている。これらの助成は、緑化地域制度で定める緑化率を超える分に対して行われる。

(助成事業)

民有地緑化助成事業

(「横浜みどりアップ計画」(計画期間：平成 26-30 年度)にあわせて助成事業を実施)

**市民が実感できる緑を創出する取組の推進** 




## 民有地での緑の創出

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等の法令で定める基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。



鶴見区、神奈川区、西区、中区及び南区における公開性や視認性のある場所で、生物多様性の向上に寄与する緑化に対し、助成を拡充。

.....

※公開性とは…広く一般の人が立ち入れること等  
 ※視認性とは…広く一般の人が目にする事ができること等



### 民有地における緑化の助成


緑化・維持管理の助成


対象場所	対象緑化事業	対象内容	緑化面積	助成額上限
市内の建築物	屋上	樹木緑化 芝等、その他緑化	3㎡以上	100万円/件
	壁面	多年生、つる性木本、 パネル等による緑化		
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある場所	屋上	樹木緑化 芝等、その他緑化	10㎡以上	500万円/件
	壁面	多年生、つる性木本、 パネル等による緑化		
	地面	高木、中木以上の 樹木緑化等		
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 公開性又は視認性のある 屋上・壁面緑化の整備場所	維持管理	委託費 備品等購入費	-	50万円/年 (うち備品等購入費は 5万円/年)

引用：民有地緑化助成事業パンフレット（横浜市）

## 横浜市では民有地の緑化を助成します

### 募集のご案内

市街地において、緑を創出し、公開性や視認性の高い緑化などの効果的な緑化を推進するため、その経費の一部を助成します。

#### 助成の対象

対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市内の建築物(建築予定及び建築中のものを含む。)で、建築基準法及び都市計画法の法令に適合しているもの</li> <li>②本緑地に関して他の助成等を受けていないこと。</li> <li>③国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの者に準ずる者が所有する建築物でないこと。</li> <li>④申請する年度内に、この要綱に基づき助成を受けていないもの</li> </ul>
対象区域	敷地が市街化区域内にあるもの
対象緑化	建築物の屋上、壁面及び地面の緑化。ただし、法令等により緑化率の定めがある場合は、その基準を超えた部分の緑化とします。
対象面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物の屋上及び壁面の緑化面積の合計が3㎡以上</li> <li>②鶴見区、神奈川区、西区、中区及び南区における公開性又は視認性のある緑化の場合、緑化面積が10㎡以上</li> </ul>
植栽の基準	樹木緑化 高木、中木又は低木からなる樹木による緑化(つる性木本は含みません。)
	芝等緑化 芝、地被類、多年生草本(タケ・ササ類を含む。)による緑化とします。
	その他緑化 樹木緑化及び芝等緑化以外の菜園等による緑化とします。 ただし、その他緑化による植栽については、対象となる合計緑化面積の2分の1未満までとし、しゅん工時に適切に緑化されているものとします。
対象工事期間	申請した年度内に緑化工事の完了が可能なもの
助成の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日照及び良好な土壌環境の確保等に配慮すること。</li> <li>②周辺環境に悪影響を及ぼさないこと。</li> <li>③助成を受けた翌年度から5年間は樹木等の育成管理に努め、維持管理状況を報告すること。</li> <li>④緑化の普及啓発へ協力が可能なもの</li> </ul>

#### 対象経費

- ①緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費
- ②緑化に係る基盤整備及び灌水施設に要する材料、土壌及び樹木等(「その他緑化」に係るものを除く。)の購入費
- ③樹木等の植栽費
- ④地面緑化に係る沿道部分のブロック塀及びフェンス等の撤去費

#### 助成金額

- 次のいずれか少ない額が上限額となります。
- ①対象経費の額の1/2
  - ②樹木緑化：2万円/㎡として算出した額
  - ③芝等緑化、その他緑化及び壁面緑化：1万円/㎡として算出した額
  - ④1件当たり100万円、又は1件当たり500万円

※②と③の緑化を行う場合は合算した額になります。  
※④の詳細につきましては、お問い合わせください。

#### 申請受付

募集期間 毎年度4月1日～翌年1月31日

※ 申請内容が予算の範囲を超えた時点で、受付を終了いたします。  
※ 維持管理助成は、希望する各年度で申請をしてください。

引用：民有地緑化助成事業パンフレット（横浜市）

## 世田谷区

世田谷区では、区民の自主的な緑化を支援するため、接道部（生垣・花壇・シンボルツリー）・屋上・壁面緑化について助成制度を設けているが、建築時の緑化義務を満たすための植栽については、緑化地域制度が緑化を促進するために都市計画により定めている法的義務である趣旨から、助成対象としていない。

ただし、緑化地域制度では既存樹と新植樹の区別がないため、既存樹木保全を促進するため、樹木を移植して保全する場合、移植助成の対象としている。



# 樹木の移植助成制度について



区内に残された貴重な樹木を保全するため、建物の新築や増改築等により、やむを得ず移植するものについて、その費用の一部を助成します。

### 1. 対象樹木

地上1. 5mの高さにおける幹周り80cm以上  
又は高さ10m以上の樹木

### 2. 助成対象者

対象樹木の所有者。

（ただし、国、都及び他の地方公共団体を除く。）

### 3. 移植場所

世田谷区内に現存する樹木を区内に移植するもの

（ただし、移植のための仮植え場所については区外も可。）

### 4. 助成金額

移植経費の2分の1

1本あたりの助成限度額：

・樹木1本につき10万円 ・保存樹木等1本につき50万円

1敷地あたりの助成限度額：

・50万円 （保存樹木等250万円）

### 5. お問い合わせ先

工事着手前に、現地立会い及び助成に関する申請が必要となります。下記までお問い合わせ下さい。

世田谷区みどり33推進担当部 みどり政策課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03-5432-2282

FAX 03-5432-3083

引用：移植助成パンフレット（世田谷区）

## 豊田市

愛知県が運用している「みどりのまちづくり推進事業補助金」の助成対象となる緑化規模を引き下げ、小規模な緑化に対しても、助成を行う制度となるよう、豊田市の助成要綱を改正した。

これにより、助成対象が、これまでは緑化面積 100 m<sup>2</sup> から対象だったものが 10 m<sup>2</sup> に、生垣の場合は延長 50m が 5m となった。また、補助率も、これまで最大 5 割補助だったものを、組織（5 敷地以上）の場合は 6 割補助となった。

※愛知県の助成との併用の中で、要綱改正により、県助成の対象とならない部分については、豊田市が負担を行う。

**みどりのまちづくり推進事業補助金**

ツイート | シェア | LINEで送る

ページ番号1009104 | 印刷

豊田市は、緑豊かな環境の創出及び都市環境の改善を積極的に推進するため、民有地で優良な緑化事業を行う方に対し補助を行います。（補助金の一部に「あいち森と緑づくり税」を活用しています。）

平成29年4月1日、グリーンプロムナード路線を変更しました。

**受付期間**

お知らせ

当該年度の4月1日から2月10日（土曜日、日曜日、祝日を除く）まで。ただし、工事完了後3月10日までに実績報告が提出できるよう、余裕を持って申請してください（必ず緑化工事の着手前に申請してください）。

（注意）着手後の申請については受理できません。  
なお、申請状況により受付終了が早まる場合があります。

**補助対象**

豊田市の市街化区域全域及び市街化調整区域内の一定の基準を満たした既存集落地区で民有地緑化を行う個人や団体を対象とします。なお、団体申請の中で所有者が異なる敷地が5つ以上連続し、かつその所有者のうちひとり代表とする緑化事業申請を組織申請といい、組織申請の場合、補助率が優遇されます。

**対象経費**

屋上、壁面、空地、駐車場の緑化を行う場合は、樹木植栽、植栽基盤整備、灌水施設整備、風路整備、表示板設置に要する工事費用を、生垣を設置する場合は生垣設置及び表示板設置に要する費用を対象とします。

ただし、花壇、水溝、池、1年から2年以内による植栽及びプランター等土地や建物に定着しない移動可能な等は補助対象となりません。または緑化工法や緑化資材の置き場を目的とした工事も対象となりません。

**補助対象規模及び補助内容等**

補助対象規模及び補助内容は表1のとおりです。補助を受けるためには、表1の対象規模以上かつ、表2の「優良な緑化の要件」に一つ以上該当する必要があります。

ただし、都心中心部の敷地において豊田市緑化推進条例が適用される場合には、定められた緑化率を満たしたものに限り補助の対象とします。

また、事業完了後に「豊田のみどりのまちづくり推進事業」により緑化整備を行った旨記載の表示板を不特定多数の者が判読できる場所に設置することを条件とします。

交付対象（都心中心部の敷地）	対象規模	限度額	交付率
屋上・壁面緑化	10 m <sup>2</sup> 以上	対象面積×3 万円	個人 50% 組織 60%
空地緑化		対象面積×1.5 万円	
駐車場緑化		対象面積×2 万円	
生垣設置	5m以上	延長×5 千円	

引用：豊田市役所ホームページ